

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第61号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(不動産取得税の減免)</p> <p>第66条の2 局長は、次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、当該各号に定める価格に第56条に規定する税率を乗じて得た額を限度として、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除する。</p> <p>(1) 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは同法第183条において読み替えて準用する同法第14条第1項に規定する緊急対処事態における災害（以下この条、第98条第1項及び第103条の7において「災害」という。）により、滅失し、又は損壊した不動産（次号に掲げる不動産の取得として既に不動産取得税の減免を受けたものを除く。以下この号において「被災不動産」という。）に代わるものと局長が認める不動産の取得（当該滅失又は損壊の日から2年以内に行われる取得に限る。） 被災不動産の滅失又は損壊の直前における価格</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 前項各号に準ずる特別の事情があると認められる不動産の取得に対して</p>	<p>(不動産取得税の減免)</p> <p>第66条の2 局長は、次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、当該各号に定める価格に第56条に規定する税率を乗じて得た額を限度として、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除する。</p> <p>(1) 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは同法第183条において読み替えて準用する同法第14条第1項に規定する緊急対処事態における災害（以下この条、第98条第1項及び第103条の7において「災害」という。）により、滅失し、又は損壊した不動産（次号に掲げる不動産の取得として既に不動産取得税の減免を受けたものを除く。以下この号及び次項において「被災不動産」という。）に代わるものと局長が認める不動産の取得（当該滅失又は損壊の日から2年以内に行われる取得に限る。） 被災不動産の滅失又は損壊の直前における価格</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 知事は、災害復旧の事業の状況その他のやむを得ない事情により、被災不動産の滅失又は損壊の日から2年以内の被災不動産に代わる不動産の取得が困難であると認めるときは、災害を指定して、必要があると認められる期間に限り、前項第1号に規定する期間を延長することができる。</p>
<p>2 前項各号に準ずる特別の事情があると認められる不動産の取得に対して</p>	<p>3 第1項各号に準ずる特別の事情があると認められる不動産の取得に対し</p>

は、局長は、規則で定めるところにより、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除することができる。

ては、局長は、規則で定めるところにより、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除することができる。

3 前2項の規定により不動産取得税の減免を受けようとする者は、第1項第1号に規定する不動産の取得については納期限までに、同項第2号に規定する不動産の取得については災害を受けた日から60日以内に、前項に規定する不動産の取得については別に定める日までに、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の規定により不動産取得税の減免を受けようとする者は、第1項第1号に規定する不動産の取得については納期限までに、同項第2号に規定する不動産の取得については災害を受けた日から60日以内に、前項に規定する不動産の取得については別に定める日までに、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岩手県県税条例の規定は、平成28年8月30日以後に発生した同条例第66条の2第1項第1号に規定する災害について適用する。